

件 名:	こども医療費助成制度の対象拡大について
担当課:	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当 (電話:083-934-2803)

令和3年10月1日から「こども医療費助成制度」の対象を拡大し、市内在住の中学生を対象に、父母の所得に関わらず保険診療による通院費の自己負担分を助成します。

1 対象者

山口市に住所がある中学生

※生活保護、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成制度等、他制度で自己負担額を助成される方は対象になりません。

2 助成内容

保険診療による通院費の自己負担分

※入院費は、令和2年10月に父母の所得制限を撤廃しています。

※受給者には、オレンジ色の「福祉医療費受給者証(こども用)」を交付します。

県内の医療機関で、健康保険証と一緒に福祉医療費受給者証を提示することで、保険診療による医療費(通院・入院)の自己負担分の支払いが不要となります。(保険対象外の入院時の食事療養費、生活療養費等に係る自己負担分を除く。)

3 助成開始日

令和3年10月1日

4 手続きの方法

申請が必要となる生徒の世帯には、8月中旬に「福祉医療費受給者証交付申請書」を送付します。

なお、有効期限が「令和3年9月30日まで」の「福祉医療費受給者証(こども用)」の交付を受けている生徒は、申請が不要です。

※新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため、同封します返信用封筒による申請をお願いいたしますが、保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)及び分館、大海総合センターの窓口での手続きも可能です。

5 申請期間

令和3年8月16日（月）から令和3年9月3日（金）まで

※申請期限までに申請された生徒及び有効期限が「令和3年9月30日まで」の「福祉医療費受給者証（こども用）」の交付を受けている生徒は、9月下旬に10月1日から通院と入院に使用できる「福祉医療費受給者証（こども用）」を送付します。

※申請期間以降も随時受け付けますが、11月1日以降に申請された場合は、申請月の初日から助成開始となります。

6 申請に必要なもの

（1）返信用封筒で申請する場合

◇同封の申請書

◇お子さまの名前が記載された健康保険証のコピー

（2）窓口で申請する場合

◇同封の申請書

◇印鑑（被保険者が来庁の場合は不要）

◇お子さまの名前が記載された健康保険証

◇来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証等）

7 その他

・制度拡大対象者

約4,600人

・令和3年度事業費

441,842千円

うち、制度拡大事業費49,873千円